

南 方 政 務 局
 昭和十八年九月十五日

海軍省 經理局長

大藏省 外資局長

經理局

軍政地域間為替取扱手續ニ關スル件照會

本邦銀行在外店間ニ於テ為替取引ヲ行フ場合為替管理法上許可ヲ要スル
 ニトト相成厩ル處軍政地域間ニ於ケル取引ニ付テハ一一許可ヲ要セザル
 ニトト至急關係銀行ニ承達方御注意ヲ得度

(海軍省 陸軍省 經理局長)
 (海軍省 外資局長) 陸軍省 經理局長

一 一事前許可ヲ要セズ取扱テ旨外資局 陸軍省 經理局長
 引込金アリトモ念支局 支店ニ送リトス

海軍省 經理局長

海軍

南方政務局

第 七 號 九 九

昭和十八年九月十五日

海軍省 經理局長

大藏省 外資局長

軍政地域間為替取扱手續ニ關スル件照會

本邦銀行在外店間ニ於テ為替取引ヲ行フ場合為替管理法上許可ヲ要スル
 ニトト相成厩ル處軍政地域間ニ於ケル取引ニ付テハ一一許可ヲ要セザル
 ニトト至急關係銀行ニ承達方御注意ヲ得度
 (海軍省 陸軍省 經理局長)

(終)

海軍



石

18-10-2受

藏外爲第貳〇壹貳參號

昭和十八年十月十五日

大藏省 外資局長

海軍省 經理局長 殿

南方占領地域相互間送金承認制廢止ノ件

本日附ヲ以テ橫濱正金銀行、臺灣銀行及帝國銀行ニ對シ別紙寫ノ通通牒
相成候條御了知相成度

(花輪)服

海軍

昭和十八年十月十五日

大藏省 外資局長

正金銀行 御中
臺灣銀行 御中
帝國銀行 御中

南方占領地域相互間送金承認制廢止ノ件

昭和十七年五月二十八日附藏爲總三五五六號通通牒ニ依ル承認事項中南方占領地域相互間ノ送金ニ付テハ爾後當局ノ承認ヲ要セズ
右通通牒ス

(花輪)服

海軍

寫

海軍省南支隊事務長
民政府訓令第八五號

昭和十八年十一月十七日

南支隊事務長 岡田文秀

ボルネオ民政部長官殿
セレベス民政部長官殿
スマタラ民政部長官殿

本邦及南西方面海軍主擔任地境間
郵便為替取扱ニ關スル件訓令

郵便為替取扱簡素化ノ為今般本邦郵便為替規則等改正セラレタルニ伴
ニ首題ノ件昭和十八年一月民政府訓令第十四號別紙「本邦及南西方面
海軍主擔任地境間郵便為替開始要領」中「ハ料金」ノ別表ヲ別紙第一
號ノ通改正ス尙別紙第二號ノ事項了知（昭和十八年十月八日通信公
報號外參看）ノ上十二月一日ヨリ之ヲ實施スベシ

寫送付先
（別紙添）

海軍省兵備局長
海軍省南支隊事務部長
第二南支隊參謀長
各州知事

（終）

南支隊事務長	○
ボルネオ民政部長官	○
セレベス民政部長官	○
スマタラ民政部長官	○
海軍省兵備局長	○
海軍省南支隊事務部長	○
第二南支隊參謀長	○
各州知事	○

十一月十七日

生
18.11.29
R404

（別紙第一號）

内國向郵便為替料金

一、通常為替	百圓迄	五十仙
	三百圓迄	一盾
	五百圓迄	一盾五十仙
	千圓迄	二盾
二、小為替	二十圓迄	十仙
	五十圓迄	二十仙
	百圓迄	三十仙
三、通常為替證書送達料	一通ニ付	五十仙

(別紙第二號)

郵便爲替取扱改正(爲替料ノ改正ヲ除ク)主要事項

一 金額制限引上

證書一枚ノ金額制限ハ左ノ如ク改正セラレタルコト

(一) 通常爲替 一圓以上千圓以下

(二) 小爲替 十錢以上百圓以下

尙通常爲替及小爲替ノ金額八十錢未滿ノ端數ヲ附シ得サルコト

ナリタルコト

二 特殊取扱ノ料金改正

左ノ場合ニ於ケル料金ハ通常爲替及小爲替共一口ニ付金二十錢ニ

改メラレタルコト

(一) 證書ノ有効期間經過及證書亡失、毀損若ハ汚斑ノ場合ニ於ケル

拂戻

(二) 再度證書請求

(三) 拂渡(拂戻)局變更

三 取扱ノ停止又ハ廢止

(一) 爲替金拂渡濟通知及拂渡濟否取調ノ取扱ハ停止セラレタルコト

(二) 假拂ノ取扱ハ廢止セラレタルコト

(三) 小爲替證書亡失ノ場合ニ於テハ百二十日以内ハ保證人ヲ設定ス

ルモ再度證書ヲ發行セズ又爲替金拂戻ヲ爲サザルコト

四 制度又ハ取扱手續ノ改正

(一) 通常爲替及小爲替ノ受領證書ヲ廢止(通常爲替ノ證書送達ノ請

求人ニハ通常爲替金受領證ヲ交付ス)セラレ尙之ニ伴ヒ本人證

明手續等改正セラレタルコト

(二) 有効期間經過ニ因ル再度證書ノ請求ニ付テハ貯金局ニ於テ當該

證書ニ「再度證書」タル表示ヲ爲シタル上書留郵便ヲ以テ請求

人ニ返付シ之ニ依リ爲替金ノ拂渡ヲ爲スコト

(三) 拂渡(拂戻)局變更請求ヲ受ケタル場合ノ處理方ヲ改正セラレ

タルコト

為 従前ノ用紙使用方

- (一) 通常爲替證書用紙ハ受領證書ノ部ヲ棄却シタル上其ノ儘使用スルコト
- (二) 小爲替證書用紙ハ受領證書ノ部ヲ棄却シタル上使用シ尙金額五十圓ヲ超ユル振出ニ對シテハ振出日附印ハ「五〇」ノ外五十圓超過額ニ對シテモ所定ノ場所ニ押捺ヲ要スルコト

保期	3	20	永
保種	(送付發)	(送精完)	永
關			
類			

昭和三十八年十一月十五日 起案捺印

昭和三十八年十一月十五日 日發付捺印

主務局、部
取扱者捺印
案者捺印

局長 (印)
副局長 (印)
第一課長 (印)
第二課長 (印)
書記官 (印)

大臣
次官
副官
書記官

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ
取致要領ニ関スル件

局部	受月日	發月日
官房		
軍務		
人事		
教育		
軍需		
醫務		
經理		
建築		
法務		
航空		
艦政		
軍令		

合部 (印)

番号

首題ノ件左記ノ通

一 南方事業ニ係ルヘキ本邦拂費用ノ範圍及其ノ本邦向送金ノ取扱要領

別紙第一 (昭和十八年四月十三日第一回全支協會會議申合)

二 南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱要領

別紙第二 (陸軍省方照セリ)

理由

南方甲地域ニ於テ事業未ノ費用ノ取扱ニ関シテハ昭和十八年三月十日第一回
會ノ決定ヲ見置キ現地ニ通牒済ノ如ク降付同決定第三及
第四ニ依リ南方事業ノ費用等ノ本邦向送金ニ関シ之ヲ取扱要領
ヲ制定シ本邦向送金許可ノ基準ヲ指示スル要アルニ付

秘

別紙第一

(決定第三十八號)

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件

昭和十八年三月十日

大東亞省連絡委員會第一部會決定

- 一 南方甲地域ニ於ケル事業（南方事業）ニ付テハ適當者ノ他ノ事業ト別シテ其ノ收支計算ヲ爲サシムルモノトス
- 二 南方事業ニ屬スル費用ニシテ圖拂ノモノヲ現地通貨建ニテ集計シ又ハ現地通貨拂ノモノヲ圓建ニテ集計セントスル場合ニ於テハ之カ決算率ハ差當リ決算上通用スル換算率ニ依ルモノトス
- 三 南方事業ニ屬スル費用ニシテ本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付テハ適當者ノ資金狀態費用ノ性質等ヲ勘案シ當局ノ承認スル限度ニ於テ其ノ資金ノ本邦向送金ヲ認ムルモノトス
- 四 適當者ノ資金狀態其ノ他ノ事情ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ニ準ジ南方事業ヨリ生ジタル利益金ノ送金ヲ認ムルモノトス

南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍及其ノ本邦向送金ノ要領

一 南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件「第三ニ依リ南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍並ニ之カ本邦向送金ハ差當リ左記各項ノ定ムル處ニヨル

（注）記

一 南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍ハ左記各號ノ一ニ該當シ南方事業ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ限ルモノトス

(一) 物件及材料費

- (1) 物件及材料ハ左ニ掲ケルモノニシテ南方事業ニ供スルモノトス
 - (イ) 物件：機械装置、船舶、車輛、運搬具、器具、工具、備品等
 - (ロ) 材料：主要材料、部分品、補助材料、消耗工具、器具、備品、事務用消耗品等
- (2) 物件及材料費ハ物件及材料ノ買入代價ニ買入手數料、引取運賃、尙造、荷役費、保険料、倉庫料及運賃、關稅等買入及送出ニ要

石

シタル諸經費ヲ含ムモノトス

(二) 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支拂ヲ必要トスルモノ

役員報酬、給料實銀、従業員賞與手當、支度料、赴任又ハ出張旅費、生命保險料等

(三) 本邦ニ於ケル南方事業管理費

直接南方事業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スル費用ニシテ左ニ稱ケルモノ

(1) 人件費

専ラ南方事業ノ事務ニ從事スル人員ニ關スル俸給給料、賞與、手當、健康保險料、退職積立金及退職手當法等ニヨル負債金、旅費等

(2) 事務費

通信費、事務用消耗品費、福利施設費等

(3) 事務所費

石

南方事業ノ爲事務所ニ關スル建設費地代又ハ家賃、燃料、修繕費、其ノ他維持費等

(四) 南方事業ノ繼承ニ付ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ設置人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代リ金

二、南方事業ニ屬スル本邦拂費用ノ本邦向送金ノ取扱ハ左記各號ニヨル

(一) 物件及材料費ノ送金ニ付テハ現地州知事(民政部所轄區域ニ在リテ

ハ民政部長官トス、以下同ジ)ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ一併五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店

(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受

ケルコトヲ要スルモノトス

本邦ヨリ南方事業ノ爲既存施設等ヲ移駐セルモノニ付テハ當分ノ間

其ノ代リ金ノ送金ヲ爲スコトヲ待サルモノトス

(二) 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル諸費ノ送金ニ付テハ一般在留日

本人ノ本邦向送金ニ關スル取扱ニヨルモノトス

但シ前項ハ本邦向送金ニシテ一地域ニアル事業ヨリノ送金額一ヶ月

一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

石

（三）本邦ニ於ケル南方事業管理費ノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ南方各地域ニ在ル事業ヨリノ送金額ノ合計一ヶ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ就テハ事業者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

（四）南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ譲渡人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代リ金ノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ前項ノ本邦回送金ヲサントスルトキハ本邦ニアル譲受人ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

別紙第二

南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦回送金ノ取扱要領

一 南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ「スル件」第四ニヨリ生シタル利益金ノ本邦回送金ノ取扱ハ差當リ左記ニヨル

本記

一 南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦回送金ヲ爲シ得ル場合及限度次ノ如シ

（一）本邦ニ本店ヲ有スル南方事業適當者ノ本邦ニ於テ左記各號ノ爲支拂ヲ要スル資金ニシテ且該送金ヲナスニ非サレハ其ノ支拂ニ著シキ支障ヲ生スル場合トス

- （イ）社債又ハ借入金ノ利子支拂
- （ロ）株式配當金ノ支拂
- （ハ）社債又ハ借入金ノ返済
- （ニ）前各號ノ支拂資金ヲ南方事業適當者ノ有スル各店舗ニ於テ分擔スル場合ニ在リテハ送金額ハ適當者ノ總利益金ニ對シ各店舗ノ

元益金ノ占ムル割合ニヨリ算出シタル限度トス
 Vニ前項ニヨリ本邦向送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノト
 ス
 尙右送金ヲナサントスルトキハ豫メ其ノ送金ノ必要ナル理由並ニ
 金額ニ付適當者ノ平邦ニアル本居(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ
 海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルモノトス

經理局

昭和十一年十二月十日

海軍省南方政務部長
 海軍省經理局長
 各府政府、民政部長官殿
 南方植軍地域ヨリノ送金ノ関係由地送金
 取致要領ニ関シ件 漏帳
 首途ニ関シハ昭和十一年三月十日大東亞省 連絡委員會第一節 公決
 南方甲地域ニ於ケル 送金ノ関係ニ関シ件 第三第四節
 之ノ取致要領ヲ左ノ通 決定スル所可也 海軍省經理局長 殿
 一南方の送金に當りては本邦轉送用ノ取金及本邦向
 送金ノ取致要領
 別紙第一通
 二南方の送金に當りては利益金ノ本邦向送金ノ取致要領
 別紙第二通

送付先
 海軍省南方政務部長 海軍省經理局長
 各府政府 各府民政局長
 海軍省南方政務部長 海軍省經理局長

（収文館製）

追而方ノ如ク定ト雖モ現地ヨリ巨額ノ向地送金ヲ欲スル
トハ向地ニ於テ金銀貯蓄上極力懈ケ度ヲ以テ送金
（送金ニ於テ）
諸君ヨリ向ト雖モ向地金銀貯蓄リツキカハ向ニ對シテハ送金
ヲ兼テ許サセザル方針ニテ業者ヲ指導シ貯蓄ト修
現地ニ於テモ右方針ニ則リ指導方可ク取テ現地度

海軍

秘

利紙第廿

（決定第三十八號）

兩方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件

昭和十八年三月十日
大東亞省連絡委員會第一會決定

- 一 兩方甲地域ニ於ケル事業（兩方事業）ニ付テハ擔當者ノ他ノ事業ト別シテ其ノ收支計算ヲ爲サシムルモノトス
- 二 兩方事業ニ屬スル費用ニシテ圓拂ノモノヲ現地通貨建ニテ集計シ又ハ現地通貨拂ノモノヲ圓建ニテ集計セントスル場合ニ於テハ之カ決算率ハ差當リ決算上通用スル換算率ニ依ルモノトス
- 三 兩方事業ニ屬スル費用ニシテ本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付テハ擔當者ノ資金狀態費用ノ性質等ヲ勘案シ當局ノ承認スル限度ニ於テ其ノ資金ノ本邦向送金ヲ認ムルモノトス
- 四 擔當者ノ資金狀態其ノ他ノ事情ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ニ準ジ兩方事業ヨリ生ジタル利益金ノ送金ヲ認ムルモノトス

REEL No. A-1179

追而方ノ如ク定ト雖モ現地ヨリ巨額ノ向地送金ノ送金
 一トハ向地ニ送金ル金銀對幣上 融力増々度ヲ以テ送金
 (送金ニ送金)
 送金者ヨリ増ト雖モ向地金銀對幣上ノキナル向ニ對シテハ送金
 一ト兼テ許サセサル方針ニテ業者ヲ指導シ得ル所ト修
 現地ニ送金モ右方針ニ則リ指導方可ク取計相成度

海軍

秘

利法第廿
 (決定第三十八號)

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件

昭和十八年三月十日
 大東亞省連絡委員會第一會決定

- 一 南方甲地域ニ於ケル事業 (南方事業) ニ付テハ適當者ノ他ノ事業ト別シテ其ノ收支計算ヲ爲サシムルモノトス
- 二 南方事業ニ屬スル費用ニシテ圓拂ノモノヲ現地通貨建ニテ集計シ又ハ現地通貨拂ノモノヲ圓建ニテ集計セントスル場合ニ於テハ之カ決算率ハ差當リ決算上通用スル換算率ニ依ルモノトス
- 三 南方事業ニ屬スル費用ニシテ本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付テハ適當者ノ資金狀態費用ノ性質等ヲ勘案シ當局ノ承認スル限度ニ於テ其ノ資金ノ本邦向送金ヲ認ムルモノトス
- 四 適當者ノ資金狀態其ノ他ノ事情ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ニ準ジ南方事業ヨリ生ジタル利益金ノ送金ヲ認ムルモノトス

別紙

南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用、
範圍及其、本邦回送金

取扱

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等」取扱ニ關スル件「第三ニ依リ南
方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用」範圍並ニ之カ本邦回送金ハ差當リ
左記各項ノ定ムル處ニヨル

本記

一、南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍ハ左記各號ノ一ニ該當シ
南方事業ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ限ルモノトス

(一) 物件及材料費

- (1) 物件及材料ハ左ニ掲ケルモノニシテ南方事業ニ供スルモノトス
- (イ) 物件一機械装置、船舶、車輛、運搬具、器具、工具、備品等
- (ロ) 材料一主要材料、部分品、補助材料、消耗工具、器具、備品、
事務用消耗品等
- (2) 物件及材料費ハ物件及材料ノ買入代價ニ買入手數料、引取運賃、
荷造、荷役費、保潔料、倉庫料及運賃、關稅等買入及送出ニ要

シタル諸經費ヲ含ムモノトス

(二) 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支拂ヲ必
要トスルモノ

役員報酬、給料賃銀、従業員賞與手當、支度料、赴任又ハ出張旅費、
生命保険料等

(三) 本邦ニ於ケル南方事業管理費

直接南方事業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スル費用ニシテ左ニ掲ケ
ルモノ

(1) 人件費

専ラ南方事業ノ事務ニ從事スル人員ニ關スル俸給給料、賞與、手
當、健康保険料、退職積立金及退職手當法等ニヨル負擔金、旅費
等

(2) 事務費

通信費、事務用消耗品費、福利施設費等

(3) 事務所費

南方事業ノ爲ニ事務所ニ關スル建設費地代又ハ家賃、保潔料、修繕費、其ノ他維持費等

(一) 南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ譲渡人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代リ金

(二) 南方事業ニ屬スル本邦稅費用ノ本邦向送金ノ取扱ハ左記各號ニヨル
(一) 物件及材料費ノ送金ニ付テハ現地州知事(民政部轄區域ニ在リテハ民政部長官トス、以下同ジ)ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ一件五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ豫メ海軍省(南方政務部長)ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

本邦ヨリ南方事業ノ爲既存施設等ヲ移駐セルモノニ付テハ當分ノ間其ノ代リ金ノ送金ヲ爲スコトヲ待サルモノトス

(二) 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル諸費ノ送金ニ付テハ一版在留日本入ノ本邦同送金ニ關スル取扱ニヨルモノトス
但シ前項ノ本邦同送金ニシテ一地域ニアル事業ヨリノ送金額一ヶ月

石

陸軍省

一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ豫メ海軍省(南方政務部長)ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

(三) 本邦ニ於ケル南方事業管理費ノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ南方各地域ニ在ル事業ヨリノ送金額ノ合計一ヶ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ就テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ豫メ海軍省(南方政務部長)ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

(四) 南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ譲渡人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代リ金ノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ前項ノ本邦同送金ヲサントスルトキハ本邦ニアル讓受人ニ於テ豫メ海軍省(南方政務部長)ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

石

別紙第二

南方興業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱要領

「南方甲 地境ニ於ケル興業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第二ニヨリ
生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱ハ差當リ左記ニヨル

非 記

一 南方興業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ヲ爲シ得ル場合及限
度次ノ如シ

- (一) 本邦ニ本店ヲ有スル南方興業擔當者ノ本邦ニ於テ左記各款ノ爲
支拂ヲ要スル資金ニシテ且該送金ヲナスニ非サレハ其ノ支拂ニ
著シキ支障ヲ生スル場合トス
- (イ) 社債又ハ借入金ノ利子支拂
- (ロ) 株式配當金ノ支拂
- (ハ) 社債又ハ借入金ノ返済
- (ニ) 前各款ノ支拂資金ヲ南方興業擔當者ノ有スル各店舖ニ於テ分擔
スル場合ニ在リテハ送金額ハ擔當者ノ總利益金ニ對シ各店舖ノ

利益金ノ占ムル割合ニヨリ算出シタル限度トス

二 前項ニヨリ本邦向送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノト
ス

尙右送金ヲナサントスルトキハ課メ其ノ送金ノ必要ナル理由並ニ
金額ニ付擔當者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ
海軍省(南方政務部長)ノ證明ヲ受クルモノトス

南方政務部長

民政府機密第三四一號

昭和十八年十二月二十九日

十二月三十日送付

極秘

寫

南西方面海軍民政府總監代理

海軍司政長官 東 龍太郎

第二南遣艦隊參謀長 殿

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱開始ニ關スル件依頼

海軍軍政地區ト陸軍軍政地區トノ間ニ於テハ目下ノ處銀行間送金取引ノ途拓カレ居ラザル爲種々不便尠カラザルモノアルヲ以テ(別紙)参照)×別紙(一)案ニ依リ兩地區間銀行爲替取引ヲ開始スルコトト致度候條南方軍總司令部ニ對シ交渉方可然取計ヲ得度

(別紙添)

件ニ關シ陸海軍省各々別紙(一)同(終)

海軍

寫送付先

海軍省南方政務部長

海軍省經理局長

海軍

別紙(一)

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱開始ヲ必要トスル理由

陸軍地區ト海軍地區トノ間ニ於ケル旅行者ノ往來ハ近時益々頻繁ノ度ヲ加ハツツアル處兩地區間ニ於テハ銀行間爲替取引ノ途拓カレ居ラサル爲旅行者ハ常ニ旅費トシテ多額ノ現金ヲ携帯スルコトヲ要シ危險且不便ナルノミナラズ南北ボルネオ等隣接地區間ニ於テ現ニ行ハレ居ル小口貿易ニ在リテハ相互ニ現金ヲ現送シ代金決済ヲ爲シ居ル實情ナリ

又海軍地區ニ於テハ從來ヨリ爪哇其ノ他ニ家族ヲ殘シ單身移住セル勞務者、官公吏等多數アリ之等ノ者ノ陸軍地區在住家族ニ對スル生活費等ノ送金ニ付テハ僅ニ郵便爲替ニ依ル月額五十盾以内ノ爪哇向送金及勞務者ノ勞務協會ヲ通ズル家族送金年額三十六盾程度ヲ認メラレ居ルニ止マリ爪哇以外ノ地區ニ對シテハ送金ノ途ナク當地區在住ノ出稼人ニ取リテハ不便尠カラサルモノアリ

海軍

陸海軍兩軍政地區ニ於ケル各主要地ニハ殆ンド本邦銀行店舗ノ開設ヲ見之等銀行ハ對本邦ハ固ヨリ滿關支等ニ對シテモ活潑ナル爲替業務ヲ取扱ヒ居ルニ拘ラズ地區近接シ且經濟關係密接ナル南方陸海軍軍政地區相互間ニ未ダ爲替取引ノ途開カレ居ラサルハ寧ロ奇異ノ感ナシトセズ敍上ノ見地ヨリ差當リ諸般ノ關係最モ密接ナル第二南遣艦隊軍政地區ト南方軍軍政地區トノ間ニ銀行間爲替取引ノ途ヲ開キ必要已ムヲ得サル送金ニ付テハ一定條件ノ下ニ相互ニ其ノ取組及支拂ヲ認メ以テ旅行者、在住者等ノ利便ヲ圖ルト共ニ正常ナル小口交易ノ促進ニ資スルコトトシ右實行上必要ナル事項ヲ兩軍ノ間ニ於テ協定スルコトト致度

(終)

海軍

別紙(一)

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱要領(案)

一、取扱地域

馬來、スマトラ、爪哇、北ボルネオ、舊蘭領ボルネオ、セレベス、パ
リ

二、取扱銀行

本邦爲替銀行支店、出張所

三、送金ノ範圍

- (1) 旅費、滞在費、家族生活費、醫療費、學費、保險料等ノ送金
- (2) 小口交易(臨時軍事費買取拂下ノ方法ニ依ル交易以外ノモノ)ニ件
フ代金決済ノ爲ノ送金
- (3) 軍人、軍屬ノ官給金ノ送金
- (4) 軍(軍政機關ヲ含ム以下同ジ)公金ノ送金

海軍

四、爲替ノ種類

- (1) 普通送金爲替、電信爲替、當座勘定付替
- (2) 旅行信用狀ノ發行及旅行信用狀ニ基ク手形ノ買取

五、爲替ノ表示通貨

爲替ノ金額ハ被仕向地ノ通貨ヲ以テ表示スルコトトシ銀行ハ一對一ノ
換算率ヲ以テ現地通貨ト受拂ヲ爲スコト但シ必要ニ依リ圓爲替ヲ取組
ミ得ルコト

六、送金ノ取締

送金ノ取組ニ付テハ凡テ取組地軍政機關ノ許可ヲ要スルモノトスルコ
ト

許可ハ概ネ左記標準ニ依リ之ヲ爲スコト

(1) 旅費及滞在費

旅費(船車航空料金ヲ含ム)ハ一ヶ月一千圓相當額以内滞在費ハ一

海軍

ケ月五百圓相當額以内ヲ標準トシ相當ト認ムル金額

(2) 家族生活費、學費、醫療費
 一ケ月二百圓相當額ノ範圍内ニ於テ送金依頼人ノ地位、收入、過去ノ送金実績等ヲ勘案シ相當ト認ムル金額

(3) 保險料
 保險料相當額

(4) 小口交易ニ伴フ代金決済ノ爲ノ送金
 積出地軍政機關ノ證明アル場合ニ限り許可スルコト

(5) 軍人、軍屬ノ官給金ノ送金
 軍人、軍屬ガ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ諸給與ヲ他地區ニ出張又ハ轉勤ノ爲送金セントスルトキハ軍ノ支給證明書アル場合ニ限り之ヲ許可スルコト

(6) 軍公金ノ送金

海軍

軍公金ノ送金ハ相互ニ無許可ニテ送金ヲ認ムルコト

(7) 前各號以外ノ送金
 被仕向地軍政機關ノ證明アリ且必要已ムヲ得サルモノト認ムルトキハ之ヲ許可スルコト

尙前各號以外ノ送金ニシテ重要ナルモノニ付テハ豫メ陸海軍ノ間ニ於テ其ノ取扱方ヲ協定スルコト（爪哇ヨリノ海軍地區移入勞務者ノ募集費、輸送費、家族生活費等ノ送金ニ付テハ別途陸海軍ノ間ニ協定シアリ）

七、爲替銀行間ノ爲替尻ハ各地南方開發金庫ヲ通ズル送金ニ依リ之ヲ決済スルコト

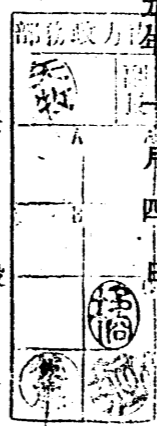
(終)

海軍

南政機密第一〇三九號ノ二

昭和十九年一月四日

南政務部長



海軍省南方政務部長

社長 殿

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル付添

- 一 首題ノ件別紙ノ通定メラレタルニ付添
- ニ 右ノ如ク定ムト雖モ現地ヨリ巨額ノ内地送金ヲ認ムルコトハ内地ニ於ケル金融對策上極力避ケ度ヲ以テ送金該當事項ト雖モ當該社ニ於ケル内地金繰ツキオル向ニ對シテハ送金ハ許可セサル方針ニ付御含宜相成度
- 三 別紙要領ニ基キ豫メ海軍省ノ説明ヲ要スルモノニ付テハ南方事業擔當者ノ本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ送金ヲ要スル事由及其ノ金繰ヲ詳

記セル申請書ニ最近ニ於ケル貸借對照表竝ニ内地金融狀況調添ノ上正副
三通ヲ本職宛提出セラレ度

（終）

屬員

19.1.13

別紙第一
(決定第三十八號)

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件

昭和十八年三月十日
大東亞省選給委員會第一部份決定

- 一 南方甲地域ニ於ケル事業(南方事業)ニ付テハ擔當者ノ他ノ事業ト別シテ其ノ收支計算ヲ爲サシムルモノトス
- 二 南方事業ニ屬スル費用ニシテ圖拂ノモノヲ現地運賃建ニテ集計シ又ハ現地運賃拂ノモノヲ圖建ニテ集計セントスル場合ニ於テハ之ノ換算率ハ差當リ換算上適用スル換算率ニ依ルモノトス
- 三 南方事業ニ屬スル費用ニシテ本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付テハ擔當者ノ資金狀態費用ノ性質等ヲ勘案シ當局ノ承認スル限度ニ於テ其ノ資金ノ本邦向送金ヲ認ムルモノトス
- 四 擔當者ノ資金狀態其ノ他ノ事情ニ依リ特許ノ以テ之ヲ認ムル場合ニ於テハ前項ニ準ジ南方事業ヨリ生ジタル利益金ノ送金ヲ認ムルモノトス

別紙第二

南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍及其ノ本邦向送金ノ要領

一 南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三ニ依リ南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍並ニ之カ本邦向送金ハ差當リ左記各項ノ定ムル處ニヨル

記

一 南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍ハ左記各號ノ一ニ該當シ南方事業ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ限ルモノトス

- (一) 物件及材料費
 - (イ) 物件及材料ハ左ニ掲クルモノニシテ南方事業ニ供スルモノトス
 - (ロ) 物件一機械装置、船舶、車輛、運搬具、器具、工具、備品等
 - (ハ) 材料一主要材料、部分品、補助材料、消耗工具、器具、備品、事務用消耗品等

- (2) 物件及材料費ハ物件及材料ノ負入代價ニ買入手數料、引取運賃、荷造、荷役費、保険料、倉庫料及運賃、關稅等買入及送出一要シタル諸經費ヲ含ムモノトス
- (二) 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支拂ヲ必要トスルモノ
 - 役員報酬、給料賃銀、従業員賞與手當、支那料、赴任又ハ出張旅費、生命保険料等
- (三) 本邦ニ於ケル南方事業管理費
 - 直接南方事業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スル費用ニシテ左ニ掲クルモノ
 - (I) 人件費
 - 専ラ南方事業ノ事務ニ従事スル人員ニ關スル俸給給料、賞與、手當、健康保険料、退職積立金及退職手當法等ニヨル諸費、旅費等
 - (2) 事務費
 - 通信費、事務所用消耗品費、福利施設費等
 - (3) 事務所費

- 南方事業ノ爲ノ事務所ニ關スル建設費地代又ハ家賃、保険料、修繕費、其ノ他維持費等
- (四) 南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ讓渡人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ヲ代リ金
- 南方事業ニ關スル本邦拂費用ノ本邦向送金ノ取扱ハ左記各號ニヨル
- (一) 物件及材料費ノ送金ニ付テハ現地州知事(民政部直轄區域ニ在リテハ民政部長官トス、以下同ジ)ノ許可ヲ要スルモノトス
 - 但シ一件五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ疎メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス
- 本邦ヨリ南方事業ノ爲既存施設等ヲ移駐セルモノニ付テハ當分ノ間其ノ代リ金ノ送金ヲ爲スコトヲ得サルモノトス
- (二) 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル諸費ノ送金ニ付テハ一設在留日本ノ本邦向送金ニ關スル取扱ニヨルモノトス
 - 但シ前項ノ本邦向送金ニシテ一地域ニアル事業ヨリノ送金額一ヶ月

一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ該メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

(三) 本邦ニ於ケル南方事業管理費ノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ南方各地域ニ在ル事業ヨリノ送金額ノ合計一ケ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ就テハ事業者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ該メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

(四) 南方事業ノ繼承ニ付ヒ該受人ノ本邦ニ於テ該メ人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代り金ノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ前項ノ本邦向送金ヲナサントスルトキハ本邦ニアル讓受人ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

附紙第三

南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱要領

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第四ニヨリ南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱ハ差當リ左記ニヨル

記

一 南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ヲ爲シ得ル場合及限度次ノ如シ

(一) 本邦ニ本店ヲ有スル南方事業擔當者ノ本邦ニ於テ左記各號ノ爲支拂ヲ要スル資金ニシテ且該送金ヲナスニ非サレハ其ノ支拂ニ著シキ支障ヲ生スル場合トス

(イ) 社債又ハ借入金ノ利子支拂

(ロ) 株式配當金ノ支拂

(ハ) 社債又ハ借入金ノ返済

(二) 前各號ノ支拂資金ヲ南方事業擔當者ノ有スル各店舗ニ於テ分擔スル

場合ニ在リテハ送金額ハ振當者ノ総利益金ニ對シ各店舗ノ利益金ノ
占ムル割合ニヨリ算出シタリトス
ニ前項ニヨル本邦向送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス
尙右送金ヲナサントスルトキハ殊メ其ノ送金ノ必要ナル事由竝ニ金額
ニ付振當者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ海軍省南
方政務部長ノ證明ヲ受クルモノトス

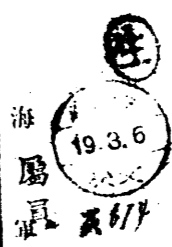


民政府財機密第一二三號

昭和十九年二月九日

南西方面海軍民政府財務局長

二月九日發行



ホルネオ
セレベス
小ハンダ
民政部長官 殿

荷附爲替手形買取及代金取立手形取扱ニ關スル件通牒

民政府管下ニ於ケル金融機關並ニ保險業務ノ整備ニ伴ヒ管下各地間
交流物資ノ代金決済ヲ圓滑化シ以テ一般商取引ノ促進ヲ圖ル爲臺灣
銀行支店、出張所ヲシテ別紙要領ニ依リ荷附爲替手形ノ買取及手形
ノ取立業務ヲ開始セシムルコトト定メラレ候條管下銀行及商社ニ對
シ可然示達方取計ハレ度
(別紙添)

(終)

寫送附先

- 海軍省南方政務部長
- 第二南遣艦隊參謀長
- 第二百二海軍經理部長
- 同マカツサル及バリツクババン支部長
- 各州知事

海軍

荷附爲替手形買取並ニ代金取立手形取扱要領

一、荷附爲替手形ノ買取

- 1、荷附爲替手形ニハ船荷證券ヲ添附セシムルコト、但シ船荷證券ノ發行困難ナル事情アル場合ニハ便宜送り狀ヲ以テ之ニ代ラシムルコトヲ得ルコト
- 2、手形金額ハ原則トシテ送り狀金額ト一致セシムルコト
- 3、送り狀記載價格ハ原則トシテO・I・F價格（運賃保險料込）ニ依ラシムルコト（從テ運送保險ハ手形買取依頼人タル荷送人が積出地ニ於テ附録スルコトナル）
- 4、手形期限ハ概ネ一覽後三ヶ月以内トシ事情ニ依リ延期ヲ認ムルコト
- 5、金利ハ年四分五厘トシ送り狀記載價格ニ金利ヲ含ムトキハ割引ノ方法ニ依リ前取トシ送り狀記載價格中ニ金利ヲ含マザルト

キハ手形面ニ利息條項ヲ記載セシメテ支拂人ヨリ之ヲ徵收スルコト

- 6、荷附爲替手形ノ買取ハ銀行ノ整理上貸出ニ屬スルヲ以テ一口ノ買取殘高三萬盾ヲ超ユル場合ハ豫メ民政部長官又ハ州知事ノ許可ヲ受ケシムルコト但シ銀行ガ買取先（荷送人）毎ニ豫メ買取限度額ヲ約定シ右限度額ニ付包括許可ヲ受クルコトハ差支ナキコト

ニ、代金取立手形

- 1、代金取立手形ノ手数料ハ左ノ通トスルコト

手形金額一萬盾以下ノモノ	一盾五十仙
手形金額一萬盾ヲ超ユルモノ	二盾
- 2、手形不渡ノ場合銀行ハ返還手数料トシテ一通毎ニ一盾五十仙ヲ取立依頼人ヨリ申受クルコト

（終）

秘

平海式機密第四五號

昭和十九年一月十一日

一月十一日送付

ジャカルタ在勤海軍武官

第二南遣 陸隊參謀長
南西方面海軍民政務局長 殿

「勞務者供給ニ關スル陸海軍現地細目協定」ニ基テ
瓜哇向爲替送金許可ニ關スル件通知

瓜哇ヨリ海軍地區向送金勞務者ニ關スル家族渡金、募集費等ノ瓜哇
向送金ニ付テハ特ニ爲替許可ヲ必要トセザル様檢テ瓜哇軍政監部ニ
對シ協定中ナリシトコロ今般許可ヲ要セザルコトトナリタル旨別紙
ノ通知有之候

(別紙添)

海軍

部

（参考）

爪哇軍政監部有令第二號「海峽殖民地駐留軍人ニ関スル件」

第十八條
一 外國居住者、外國居住者ニ對スル債權債務者、外資證券ノ取引
及處分ハ一時之ヲ禁ズ

海峽殖民地

第百三十三號	海峽殖民地總督
第百三十二號	海峽殖民地總督
第百三十一號	海峽殖民地總督
第百三十號	海峽殖民地總督
第百二十九號	海峽殖民地總督
第百二十八號	海峽殖民地總督
第百二十七號	海峽殖民地總督
第百二十六號	海峽殖民地總督
第百二十五號	海峽殖民地總督
第百二十四號	海峽殖民地總督
第百二十三號	海峽殖民地總督
第百二十二號	海峽殖民地總督
第百二十一號	海峽殖民地總督
第百二十號	海峽殖民地總督
第百一十九號	海峽殖民地總督
第百一十八號	海峽殖民地總督
第百一十七號	海峽殖民地總督
第百一十六號	海峽殖民地總督
第百一十五號	海峽殖民地總督
第百一十四號	海峽殖民地總督
第百一十三號	海峽殖民地總督
第百一十二號	海峽殖民地總督
第百一十一號	海峽殖民地總督
第百一十號	海峽殖民地總督
第百九十九號	海峽殖民地總督
第百九十八號	海峽殖民地總督
第百九十七號	海峽殖民地總督
第百九十六號	海峽殖民地總督
第百九十五號	海峽殖民地總督
第百九十四號	海峽殖民地總督
第百九十三號	海峽殖民地總督
第百九十二號	海峽殖民地總督
第百九十一號	海峽殖民地總督
第百九十號	海峽殖民地總督
第百八十九號	海峽殖民地總督
第百八十八號	海峽殖民地總督
第百八十七號	海峽殖民地總督
第百八十六號	海峽殖民地總督
第百八十五號	海峽殖民地總督
第百八十四號	海峽殖民地總督
第百八十三號	海峽殖民地總督
第百八十二號	海峽殖民地總督
第百八十一號	海峽殖民地總督
第百八十號	海峽殖民地總督
第百七十九號	海峽殖民地總督
第百七十八號	海峽殖民地總督
第百七十七號	海峽殖民地總督
第百七十六號	海峽殖民地總督
第百七十五號	海峽殖民地總督
第百七十四號	海峽殖民地總督
第百七十三號	海峽殖民地總督
第百七十二號	海峽殖民地總督
第百七十一號	海峽殖民地總督
第百七十號	海峽殖民地總督
第百六十九號	海峽殖民地總督
第百六十八號	海峽殖民地總督
第百六十七號	海峽殖民地總督
第百六十六號	海峽殖民地總督
第百六十五號	海峽殖民地總督
第百六十四號	海峽殖民地總督
第百六十三號	海峽殖民地總督
第百六十二號	海峽殖民地總督
第百六十一號	海峽殖民地總督
第百六十號	海峽殖民地總督
第百五十九號	海峽殖民地總督
第百五十八號	海峽殖民地總督
第百五十七號	海峽殖民地總督
第百五十六號	海峽殖民地總督
第百五十五號	海峽殖民地總督
第百五十四號	海峽殖民地總督
第百五十三號	海峽殖民地總督
第百五十二號	海峽殖民地總督
第百五十一號	海峽殖民地總督
第百五十號	海峽殖民地總督

海軍

昭和十八年十二月十八日
 海軍部令第二八四號
 海軍部令第二八四號
 海軍部令第二八四號

(別紙)

海軍部令第二八四號

「海軍部令第二八四號」ニ依リ
 海軍部令第二八四號
 昭和十八年十二月十八日

海軍部令第二八四號
 海軍部令第二八四號

海軍部令第二八四號
 海軍部令第二八四號

海軍部令第二八四號
 海軍部令第二八四號

海軍部令第二八四號
 海軍部令第二八四號

海軍部令第二八四號

昭和十八年十一月十八日
海軍省
海軍大臣 嶋田繁太郎
海軍省 海軍部 海軍部 海軍部
(附)

海軍省 海軍部 海軍部 海軍部
海軍省 海軍部 海軍部 海軍部
海軍省 海軍部 海軍部 海軍部
海軍省 海軍部 海軍部 海軍部

海軍

REEL No. A-1179

アジア歴史資料センター

海軍事務協會スラバヤ支隊宛海軍地區ヨリノ送金
爲替南發集中取引ニ關スル件通彙

(別紙)

治政財金第二八五號

海軍事務協會スラバヤ支隊宛海軍地區ヨリノ送金
爲替南發集中取引ニ關スル件通彙

昭和十八年十二月十八日

瓜 哇 軍 政 廳

南方開發金庫シヤカド支會庫
南方開發金庫スラバヤ出張所 御中

首題ノ件台灣銀行ガ海軍地區支店ヨリ仕向ケラレタル廣爲發金ノ
支拂ニ依リテ生ジタル爲替持高ハ南方占領地爲替管理會ニ準ジ發支
金庫ニ集中スル如ク措置相成度
爲替持高ノ範圍内ニ於ケル資金ノ調整ニ付テモ同議取後相成度右爲
替取引ニ付テハ右皆第二號第十八條ノ規定ニ不拘許可ヲ要セザルコ
トトシタルニ付承知相成度通彙ス
追函 本件取引ニ關シテハ南方占領地爲替管理會ニ定ムル報告書ニ合ノ報告相成度
台灣銀行島内支店宛通彙書別紙添付ス

海 軍

海軍省南方政務部長殿

南西方面艦隊機密第六六號五

昭和十九年二月十一日

南方軍總參謀長殿 南西方面艦隊參謀長

陸海軍各政地區間銀行送金取扱開始ニ關スル件照會

海軍各政地區ト陸軍各政地區ト間ニ於テ目下ノ處銀行間送金取引、途切カレ居ラザル爲種々不便點カラズ別紙第一參照別紙第一字示ニ依リ兩地間銀行爲替取引ヲ開始致度候條及照會候
追而細目協定ニ第ニ南遣艦隊ヨリ民政府主務者ヲ
致遣致ニ差支無之候

爲送付先 第一第二第四南遣艦隊參謀長

南西方面艦隊參謀長 昭南ニヤカルヲ在勤武官
南方政務部長 治集團參謀長

完見ノ以 待入

二月十一日發行

(生)

屬員 281

別紙第一

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱開始ヲ必要トスル理由

陸軍地區上海軍地區ト間ニ於ケル旅行者、往來ハ近時益々頻繁ニ度ラカ
ヘ、ツアル處兩地區間ニ於テハ銀行間爲替取引、途拓カレ居ラザル爲
旅行者ハ常ニ旅費トシテ多額、現金ヲ携帶スルコトヲ要シ危險
且不便ナルノミナラス南北ホルネオ等隣接地區間ニ於テ現ニ行ハレ
居ル小口貿易ニ在リテハ相互ニ現金ヲ現送シ代金決済ヲ爲シ居ル
實狀ナリ又海軍地區ニ於テハ從來ヨリ爪哇其他ニ家族ヲ殘シ單身
移住セル勞務者、官公吏等多數アリ之等、陸軍地區在住家族
ニ對スル生活費等、送金ニ付テハ僅ニ郵便爲替ニ依ル月額五十盾以内ノ
爪哇向送金及勞務者ノ勞務協會ヲ通スル家族送金年額三千六百
程度ヲ認メラレ居ルニ止リ爪哇以外、地區ニ對シテ送金途ナリ海軍地
區在住、出稼人ニ取リテハ不便割カラザルモアリ
陸海軍兩軍政地區ニ於ケル各主要地ニ於テ本邦銀行店舗開設
ヲ見、之等銀行ハ對本邦ハ固ヨリ滿洲支等ニ對シテモ活發ナル爲替業
務ヲ取扱ヒ居ルニ拘ラズ、地區近接シ且經濟關係密接ナル南方陸海軍軍
政地區相互間ニ未ダ爲替取引、途開カレ居ラザルハ寧ろ奇異、感ナシト
ス、故ニ見地ヨリ海軍軍政地區ト南方軍政地區ト間ニ銀行間爲

替取引、途ヲ開キ必キ已ムヲ得ザル送金ニ付テハ一定條件、下ニ相互具
ノ取組及支拂ヲ認メ以テ旅行者、在住者等ノ利便ヲ圖ルニ正當ナル
小口交易ノ促進ニ資マ要アリ

別紙第二

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱要領(案)

一 取扱地域

馬來、スマトラ、爪哇、北ボルネオ、舊蘭領ボルネオ、セルベス、バリ、小スンダ諸島、アボン地、ハルマヘラ、ニギギア、マダ諸島、ケイ諸島、タニンバル(將來銀行進出の場合考慮シ)

二 取扱銀行

本邦為替銀行支店、出張所

三 送金ノ範圍

(1) 旅費、滞在費、家族生活費、醫療費、學費、保險料等ノ送金
(2) 小口交易(臨時軍事費買取拂下方法ニ依ル交易以外ノモノニ伴フ代金決済)為ノ送金

(3) 軍人、軍屬、官給金ノ送金

四 為替ノ種類

(1) 普通送金為替、電信為替、當座勘定付替
(2) 旅行信用狀、發行及旅行信用狀、基、丁形、買取
五 為替ノ表示通貨

六 送金ノ取組

為替ノ金額、破仕向地ノ通貨ヲ以テ表示スルコトニ銀行ニ對シ、豫算率ヲ以テ現地通貨ト受拂ヲ為スコト但シ必要ニ依リ圓為替ヲ取組ミ得ルコト

送金ノ取組ニ付テハ、凡テ取組地軍政機關ノ許可ヲ要スルコトスルニト

許可ノ概ネ左記標準ニ依リ之ヲ為スコト

(1) 旅費及滞在費

旅費(船車航空料金を含ム)一ヶ月一千圓相當額以内滞在

費ハ一ヶ月五百圓相當額以内ヲ標準トシ相當ト認ムル金額

(2) 家族生活費、學費、醫療費

一ヶ月二百圓相當額、範圍内ニ於テ送金依頼人ノ地位收入過去送金

実績等ヲ勘案シ相當ト認ムル金額

(3) 保險料

保險料相當額

(4) 小口交易ニ伴フ代金決済ノ為ノ送金

積出地軍政機關ノ證明アル場合ニ限リ許可スルコト

(5) 軍人軍屬ノ官給金ノ送金

軍人軍屬が軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其他、諸給與ヲ他

地區ニ出張又ハ出張、爲送金セントスルトキハ、軍ノ支給證明書アル場合
 ニ限リ之ヲ許可スルコト
 (6) 軍官公金、送金
 軍官公金、送金、相互ニ無許可ニ送金ヲ認ムルコト
 (7) 前各點以外、送金
 被仕向地軍政機關、證明アリ且必要已カラ符ナルコト認ムルトキハ
 之ヲ許可スルコト
 前各號以外、送金ニテ重要ナルモノニ付テハ豫メ陸海軍ノ間ニ於テ
 其取扱方ヲ協定スルコト（爪哇ヨリ、海軍地區移入勞務者、募集
 貴家族生活費等、送金付テ、別途陸海軍ノ間ニ協定シアリ）
 七、爲替銀行間、爲替店ハ各地南方開發金庫ヲ通スル送金ニ
 依リ之ヲ決済スルコト

ニ限定ス

(二) 號但書ノ許可ハ民政部・州知事・縣監理官・分縣監理官又
 ハ取辦郵便局（邦人ヲ局長トスルモノニ限ル）ニ於テ之ヲ爲ス

寫送付先

海軍省兵備局長
 海軍省南方政務部長
 第二南道艦隊參謀長
 各州知事

(終)

海

軍

地區ニ出張又ハ出張、爲送金セントスルトキハ、軍ノ支給證明書アル場合
 ニ限リテハ許可スルコト
 (6) 軍官公金ノ送金
 軍官公金ノ送金、相互ニ無許可ニ送金ヲ認ムルコト
 (7) 前各款以外ノ送金
 被仕向地軍政機關、證明書アリ且必要已ムラ得ナルコト認ムルトキハ
 之ヲ許可スルコト
 尚前各款以外ノ送金ニテ重要ナルモノニ付テハ豫メ陸海軍ノ間ニ於テ
 其取扱方ヲ協定スルコト(ハ陸海軍ノ間ニ陸海軍ノ間ニ協定スルコト)
 貴族院生活費等ノ送金付テハ別途陸海軍ノ間ニ協定スルコト
 七 爲替銀行間、爲替店、各地南方開港金庫ヲ通スル送金ニ
 依リテハ決済スルコト

ニ限定ス

(二) 號但書ノ許可ハ民政部、州知事、縣監理官、分縣監理官又
 ハ取纏郵便局(邦人ヲ局長トスルモノニ限ル)ニ於テ之ヲ爲ス

(終)

寫送付先

海軍省兵備局長
 海軍省兩方政務部長
 第二兩遣艦隊參謀長
 各州知事

海軍

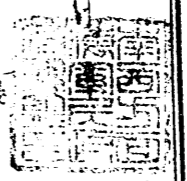
南西方面海軍民政政府
局長
部長

民政府訓令第十三號
昭和十九年二月十九日

南西方面海軍民政政府總監 山崎

ボルネオ
セレベス 民政部長官殿
小スンダ

海軍主擔任區域、陸軍主擔任區域間
郵便為替取扱ニ關スル件訓令
首題ノ件昭和十七年十一月三十日民政府機密第三〇六號ノ一別紙「海
軍主擔任區域、陸軍主擔任區域間通郵開始要領」中「第二郵便為替
四、金額制限(ハ)號及(ニ)號」ヲ左ノ通改正ス
記
(ハ) 號但書ノ許可ニ付テハ生活上已ムヲ得サルモノ(學費ヲ含ム)



南方政務部長

南西方面艦隊第六六號
昭和三十九年三月九日
南西方面艦隊參謀長

寫

第二第四南遣艦隊參謀長殿

極秘

陸海軍各政地區間銀行送金
取扱開始ニ関スル件

首題ニ関シ南西方面艦隊機密第六六號ニ會
テ以下南方總軍ニ照會中ナリシ處別紙、通
同答有
之陸軍管下ニ於テ各員施中、為替管理規則ニ
スル取締規則制定、各員施方可然指導相成度

寫送付先

- 第一南遣艦隊參謀長
- 南東方面艦隊參謀長
- 南方軍各政總監、治身、因參謀長
- 昭南、シヤル、在勤海軍武官
- 南方政務部長、南西方面海軍民政務總監

(終)

(別紙)

南總政機密第六四號

陸海軍各政地區間銀行送金取扱開始ニ関スル件回答
昭和十九年二月二十七日
南方軍各政總監

南西方面艦隊參謀長殿

二月十一日附南西方面艦隊機密第六六號、五ヲ以テ照會ニ
係ル首題、件、異議無之候條及回答候也

追而送金取扱開始ノ時期、四月一日トシ、右開始ニ件ニ
貴軍ニ於テモ當軍下ニ於テ目下各員施中、為替管理
規則ニ對應スル取締規則制定、各員施相成度

終

19.3.22
坂根

秘

郵政	方南
局長	事務
局長	事務

民政府財務密第四二七號

昭和十九年三月二十七日

南西方面海軍民政府財務局長

ボルネオ
セレベス
小スンダ
民政部長官 殿

陸海軍軍政地區區長銀行送金請給ニ關スル件申進
 首照ニ就シ三月十八日附訓令セラレ該處右實施上注意スベキ點左記ノ
 通申進候

記

一 陸軍地區向送金取扱ハ金額ノ如何ヲ問ハズ(軍公金ヲ除ク)送金爲
 替等取締令第一條ノ規定ニ基キ凡テ許可申請ヲ爲サシムルコト
 ニ今同送金開始ヲ見タル主タル目的ハ旅費、生活費、保険料、軍公金、

送付先

- 海軍省南方面務部長
- 第二、第四兩道建設部長
- 第百二海軍經理部長
- 同マカツサル、バリツグババン支部長
- 各州知事

生
 三月二十七日
 19.4.22
 接受
 1928

秘

南	方	政	務	部

海軍省南方政務部長 殿

三月二十七日 送付

民政府政務部第四二八號
昭和十九年三月二十七日

南西方面海軍民政府政務局長

ホルネオ
セレベス
小スンダ
民政府部長官 殿

管轄外海軍地區ニ對スル送金取扱ノ件申進

先般内令改正ニ伴ヒ於四兩邊陸隊ニ移管セラレタルアンボン、ハルマ
ヘラ、マタ、ムル等舊民政府管下各地ニ對スル送金ハ送金爲替等取替令
ノ規定ニ依リ其ノ取組、支拂共民政府部長官ノ許可ヲ要スルモノナル處
官分ノ間之等四兩邊陸隊管下各地ニ對スル送金ハ民政府管轄地内
送金ニ準ジ許可ヲ要セザルコトニ定メラレ候條了知相成度

生

19.4.22
R 121 畢